

伊勢湾港湾広域防災協議会での主な意見と対応

第1回伊勢湾港湾広域防災協議会(2014.03.26)での主な意見と対応

区分	主な意見	対応
港湾BCPの対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾BCP及び伊勢湾BCPでは、荷役や物資の保管・管理などのオペレーションまで議論するのか。あるいは、それを支えるための港湾機能としてのBCPという位置付けなのか。 	<p>輸送体制の確保については「災害に強い物流システムの構築」における、物資輸送オペレーションとの連携によるものとする。 (基本方針 2. (4)輸送体制の確保)</p>
協議・意思決定の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮命令系統とは中部地方整備局、第四管区海上保安本部、港湾管理者の三者が連携・協議して意思を決定し、実際の行動に移るとい流れになるのか。 	<p>中部地方整備局、中部運輸局、第四管区海上保安本部及び港湾管理者は、広域的な連携を図るために必要な協議・調整を行い、被災状況に応じた的確な対応行動を行うものとする。 (基本方針 1. 広域連携体制の構築)</p>
指揮命令系統	<ul style="list-style-type: none"> ・県では指揮命令系統は防災局が一律で持っており、港の関係でも指揮命令系統があると二重になり混乱が生じる恐れがあるため、今後調整しなければならないと考えている。 ・港によって航路啓開に必要な船団に偏りがある中で、港間で航路啓開の需要が重複した場合、どこに船団を割り当て、優先的に啓開するのかといった指揮命令はどのようにやっていくのか。 	<p>(防災部局による指揮命令系統と重複するものではなく)資機材調達等の対応行動を円滑に実施するため、要請のとりまとめ・依頼を一元化するものであることを明確化する。 (基本方針 2. (2)資機材の調達)</p>